

地域指定年度	平成19年度
計画策定年度	平成19年度
計画見直年度	平成26年度
	令和元年度

松 浦 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 書

令 和 6 年 1 2 月

長 崎 県 松 浦 市

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	2
ア 農用地等利用の方針	2
イ 用途区分の構想	2
ウ 特別な用途区分の構想	4
2 農用地利用計画	4
第2 農業生産基盤の整備開発計画	5
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2 農業生産基盤整備開発計画	5
3 森林の整備その他林業の振興との関連	5
4 他事業との関連	5
第3 農用地等の保全計画	6
1 農用地等の保全の方向	6
2 農用地等保全整備計画	6
3 農用地等の保全のための活動	6
4 森林の整備その他林業の振興との関連	7
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	8
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	8
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第5 農業近代化施設の整備計画	11
1 農業近代化施設の整備の方向	11
2 農業近代化施設整備計画	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連	13
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	14
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	14
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	14
3 農業を担うべき者のための支援の活動	14
4 森林の整備その他林業の振興との関連	14

第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	15
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	15
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	15
3	農業従事者就業促進施設	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第8	生活環境施設の整備計画	16
1	生活環境施設の整備の目標	16
2	生活環境施設整備計画	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	16
第9	付図	17
1	土地利用計画図（付図1号）	17
2	農業生産基盤整備開発計画図（該当なし）	17
3	農用地等保全整備計画図（該当なし）	17
4	農業近代化施設整備計画図（該当なし）	17
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）	17
6	生活環境施設整備計画図（該当なし）	17
別記	農用地利用計画	18
(1)	農用地区域	18
ア	現況農用地等に係る農用地区域	18
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	19
(2)	用途区分	19

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、長崎県本土の最北端で北緯33度20分、129度42分に位置し、総面積は130.55km²となっている。北は伊万里湾に面し、東は佐賀県伊万里市、唐津市、南から西にかけては佐世保市、平戸市と境界をなしている。対馬暖流の影響を受け、いわゆる西南暖地の海洋性気候で比較的温暖である。地域全体は北に面しており、冬期の季節風はやや強い。年平均気温は17℃程度、年間降水量は1,800～2,300mm程度となっている。

地形は、北方に天然の良港伊万里湾を臨む変化に富んだ海岸線が連なり、北松浦半島を構成している。南方には丘陵地、山地が連なっており、傾斜地が多く平地は少ない。海に面する北部海岸線はリアス状で、美しい自然景観を呈し青島、飛島及び黒島の3つの有人離島を有している。

農業振興地域内における土地利用状況は農用地2,980.7ha、農業用施設用地10.8ha、山林・原野5,640.8ha、その他2,641.0haとなっており、農用地の内訳は水田1,618.3ha、畑909.4ha、樹園地450ha、採草放牧地3haとなっている。

令和2年度国勢調査によると、本市の総世帯数は8,789戸であり、総人口は21,271人となっている。

産業別就業状況は、第1次産業1,370人(12.5%)、うち農業919人(8.4%)、第2次産業2,978人(27.2%)、第3次産業6,586人(60.2%)で構成されている。

今後は後継者不足、農業従事者の高齢化などによる不耕作地、耕作放棄地の増加による荒廃地の増加など、農用地の減少が懸念されている。このような状況のもと、優良農地の確保、保全を行うためには担い手確保による農地の集積を図っていく必要がある。

さらに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金、地域計画を活用し、耕作放棄地等の発生防止、担い手不足の解消、集落営農の推進等に努めるとともに、有効な土地利用を図っていく必要がある。

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地		農業 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地等		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和5年)	2,980.7	26.4%	10.8	0.1%	5,640.8	50.0%	—	—	—	—	2,641.0	23.5%	11,273.3	100.0%
目標 (令和10年)	2,965.6	26.3%	10.7	0.1%	5,668.9	50.3%	—	—	—	—	2,631.2	23.3%	11,276.4	100.0%
増減	▲15.1		▲0.1		28.1		—		—		▲9.8		3.1	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域 1 1, 2 7 3. 3_{ha} 内にある現況農用地 2, 9 8 0. 7_{ha} のうち、下記の (a) 及び (b) に該当する 1, 9 4 0. 8_{ha} について農用地区域を設定する。

(a) 集団的に存在する農用地 (1 0_{ha} 以上の集団的な農用地)

(b) (a) 以外の土地で農業振興地域における地域の特例に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域における現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(ウ) 現況山林・原野等についての農用地区域の設定方針

本地域における現況山林・原野等については、農用地として(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地と、一体的に利用等保全の必要がある区域について農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域は従来から水稻、施設野菜、肉用牛を基幹作物とし、ぶどう、みかん、露地野菜、花き、花木を補完作物とした複合経営が主体である。

作物は多種多品目にわたっており、一品目の生産規模が小さいことから市場性に乏しく、産地作りの大きな障害となっている。また、高齢化や後継者不足に加えて農産物価格の低迷、資材費の高騰など厳しい経営環境に置かれており、農業経営の合理化や耕作放棄地の解消など、多くの課題を抱えているのが現状である。

このようなことを踏まえ、農地中間管理事業等の活用による担い手への農用地の集積・集約をはじめ、中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの制度の活用、有害鳥獣被害防止等による再生可能な荒廃農地の解消等、農用地の保全を図るとともに、省力化機械等の導入による生産コストの低減や労力の軽減化を図る。

また、農産物のブランド力強化を推進しながら、地域資源である豊かな自然環境と地理的優位性を組み合わせたうえで、持続的な発展が可能な農業・農村の振興を図る。

イ 用途区域の構想

(ア) 星鹿地域

農地の約 4 分の 3 が畑であり、農家が所有する農地の平均的な面積も松浦市全体の平均値を上回っている。

今後は、施設野菜を中心とした土地利用を推進する。

(イ) 御厨地域

竜尾川流域を中心とした基盤整備面積が約300haあることから、1.0ha以上の比較的広い農地を所有する農家が他の地域に比べて多く、御厨地域の農地所有面積の平均値も松浦市全体の平均値を上回っている。

今後は本市の中心的な農業地帯として、水稻を中心に野菜、葉たばこ、飼料作物等を含めた土地利用を促進し、優良農地として確保する。

(ウ) 志佐地域

水田については急傾斜の棚田が多く、農家が所有する農地の平均的な面積も松浦市全体の平均値と同程度となっている。

今後は急傾斜が多いことから、他の利用が困難であるため、現況利用を基本として土地利用を進める。

(エ) 上志佐地域

志佐川流域は基盤整備が完了しており、農家が所有する農地の平均的な面積は松浦市で最も高くなっている。

今後は、基盤整備済み地域を中心とした水田の裏作を含めた有効利用を進め、優良農地として確保する。

このほか、山間部における樹園地は茶園としての利用を進め、棚田になっている水田については現況利用を基本として土地利用を図る。

(オ) 調川地域

基盤整備された水田を中心に、優良農地として有効かつ効果的な活用を推進する。これら以外の水田については他用途への利用が困難であることから、今後も水田としての土地利用を進める。

(カ) 今福地域

今福川流域の一部を除いて多くが棚田であり、農家が所有する農地の平均的な面積も松浦市全体の平均値を下回っている。

今後は、棚田については他への転換は困難であるため、現況利用を基本に土地利用を図る。

半島部分については、これまでどおり畑作を中心とした土地利用を図る。

(キ) 福島地域

福島地域は有効な土地利用が図りにくい地域で、水田は大半が棚田などで構成され、農家が所有する農地の平均的な面積は松浦市で最も低くなっている。

今後は、大半が棚田であり他への転換は困難であることから、現況利用を基本に土地利用を図る。

また、土谷棚田などの景観保全についても十分に配慮しながら土地利用を図る。

(ク) 鷹島地域

畑総事業にて整備したほ場があることから、これらの農地を中心に今後も有効な土地利用を進める。

また、葉たばこ、水稻、野菜を中心に今後も土地利用を図り、優良な農地を確保する。

ウ 特別な用途区分の構想

福島地域では、平成11年に日本棚田百選に認定された「土谷棚田」が県道から眼下に開けており、夕日に光る海と点在する島々、夕日に映える美しい棚田のコントラストは、観光客を魅了するほどである。

このすばらしい景観を活かし、観光客を誘致するとともに、おいしい棚田米や産地直販で野菜等の提供を行うなど、魅力ある農業を推進し、若者にとっても将来に向けて自立できる経営体の育成に努める。

2 農用地利用計画

別記 農用地利用計画のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の土地基盤の整備については、昭和55年度から国、県の補助事業を積極的に推進し、田742ha（整備率75.6%）、畑124ha（整備率28.9%）について整備が完了した。

今後は安定した農業経営を実現するために、これまでに整備を進めてきた農道、用排水路等の生産基盤等を効果的に活用するとともに、多面的機能支払交付金事業等の活用により、施設の長寿命化に向けた取り組みを実施し、地域内農業の振興を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
多面的機能支払交付金事業	農道整備等	28	886.4ha		

3 森林の整備その他林業の振興との関係

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

近年の本市の農用地の状況は、後継者の不足、農業従事者の高齢化等による不耕作地、耕作放棄地の増加により荒廃農地の増加が懸念されている。

このような状況のもと、優良な農地の保全、確保を行うためには、担い手の確保による農地の集積を行っていく必要がある。

このため、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金、地域計画を活用し、持続的な農用地等の保全活動を継続して進める。

また、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積を積極的に進め、荒廃農地の発生を未然に防ぎ、農用地の合理的・効率的な利用促進による農業の持続的発展を図る。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

(1) 耕作放棄地の解消

耕作放棄地等のうち農業的利用を確保すべき農地にあっては、農地中間管理事業の適切な運用により、認定農業者等の担い手への農地集積を推進する。

また、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金等との連携を図り、耕作放棄地の発生抑制に努める。

(2) 中山間地域等直接支払制度の推進

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地等において、中山間地域等直接支払い制度を積極的に活用し、農業生産活動を通じて生じる多面的機能を確保する。

(3) 多面的機能支払交付金の活用

農地や農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高めるための共同取組みや老朽化が進む農地周りの水路等の施設の長寿命化のための取組みを総合的に支援し、地域の財産である農地、水、環境の保全を図る。

(4) 有害鳥獣被害対策の推進

農家にとって有害鳥獣対策は営農上の最重要課題となっており、農家の関心が高い施策となっている。

今後は、農産物の安定生産や耕作放棄地の発生抑制のため、有害鳥獣被害の実態把握に努めるとともに、佐世保市や平戸市など周辺自治体や長崎県とも連携し、被害防止効果が高い集落単位でのワイヤーメッシュ柵の設置を柱とした防護対策、藪などの刈払いによる棲み分け対策、及び捕獲報奨金助成等による捕獲対策の三対策を引き続き総合的に推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林面積は6,052haで、総面積の約46%を占めており、その公益的機能は災害防止、水源かん養、生活環境の保全、温暖化の防止、大気の浄化等農地の保護を含めた農業振興面のみならず、住民の生活上でも大きな役割を担っている。

今後も森林の保育、間伐等の適正施業のほか、保安林の推進にも努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農家戸数は、令和2年現在（2020年世界農林業センサス）で、876戸（販売農家数）であり、内訳は専業農家156戸、第1種兼業農家159戸、第2種兼業農家561戸で構成されている。

また、販売農家の経営耕地面積別では、50a未満が169戸、50a～100aが275戸、100a～150aが156戸、150a以上が276戸となっている。

一方、経営形態は水稻、施設野菜、肉用牛を基幹作物とし、ぶどう、みかん、露地野菜、花き、花木等を補完作物とした2～3品目による複合経営が主体である。

今後は、基盤整備が一通り完了していることから、中核農家の経営規模の拡大を図るため、農業関係機関がその機能を十分に発揮し、有機的に連携し合い、技術指導及び施設の近代化、合理化に努め、生産性の向上による経営の安定を目指す。

なお、本市における主要な営農類型については、次のとおりである。

	営農類型	目標規模	作目構成
個人経営体	肉用牛＋水稻	水田 2ha、畑 1ha	肉用牛 30頭、水稻 1.5ha、飼料作物 4.0ha
	肉用牛＋野菜＋水稻	水田 2ha、畑 1ha	肉用牛 10頭、アスパラガス 0.2ha、水稻 0.6ha、飼料作物 2ha
	肉用牛＋果樹＋水稻	樹園地 0.3ha、 水田 2ha、畑 1ha	肉用牛 20頭、ハウスぶどう 0.25ha、水稻 1ha、飼料作物 3ha
	葉たばこ＋肉用牛＋水稻	畑 2ha、水田 1ha	葉たばこ 2.0ha、肉用牛 7頭、水稻 0.5ha、飼料作物 1ha
	葉たばこ＋野菜	畑 2.5ha	葉たばこ 1.5ha、ブロッコリー 0.5ha、スナックえんどう 0.1ha
	ハウスぶどう＋野菜	樹園地 0.5ha、畑 1ha	ハウスぶどう 0.5ha、抑制いんげん 0.1ha、スナックえんどう 0.2ha、冬キャベツ 0.6ha
	ハウスメロン＋施設野菜	水田 1ha	アスパラガス 0.2ha、ハウスメロン 0.2ha、水稻 0.5ha
	ハウストマト＋露地野菜＋肉用牛	畑 1ha、水田 1.3ha	ハウストマト 0.2ha、肉用牛 10頭、冬キャベツ 1ha、水稻 1ha
	茶＋水稻	畑 2ha、水田 1ha	茶 2ha、水稻 1ha
	野菜＋水稻	畑 1ha、水田 1ha	いちご 0.25ha、水稻 1ha
	花卉	畑 1ha	きく(8月出荷)0.25ha、きく(12月出荷)0.25ha
	みかん＋水稻	樹園地 1ha、 水田 1.5ha	極早生温州 0.1ha、早生温州 0.35ha、高糖度系温州 0.4ha、 不知火等 0.15ha、水稻 1.5ha
	酪農＋水稻	畑 3ha、水田 1ha	搾乳牛 30頭、水稻 1ha、飼料作物 3ha
	養豚		母豚 150頭
	肥育		肥育牛 200頭
	花木	畑 3ha	シキミ 3ha
団体経営体	水稻＋露地野菜＋農作業受託	水田 5.8ha	水稻 1.8ha、ブロッコリー 4ha、受託作業 30ha

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

①農用地等の流動化

地域農業の振興を図るためには、農業生産の構造改革が必要である。なかでも土地利用型農業については、規模拡大による経営基盤の強化が必要である。

このため、中核的農家を中心に兼業農家を含めた集落段階で話し合いによる農地の調整活動を検討し、中核農家への農地の集積を推進する。

②農作業の受委託、共同化

基盤整備済みの地区を中心に機械利用組合の組織化をさらに推進し、作業の受委託を強化するとともに、棚田など条件不利地域については、中山間地域等直接支払制度等を活用した農作業の共同化を推進する。

③集落営農組織

地域農業の維持・発展のためには、農業組織や集落営農組織の育成は不可欠な要素である。

このため、地域ぐるみの話し合いなどを通じた組織づくりを推進するとともに、自主的な話し合いの中から、農用地の有効利用の促進や農業経営の規模拡大、特産品づくり等に向けた取り組みを積極的に支援し、活力ある地域づくりを推進する。

④各種制度事業等の活用による農地の確保

中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金等の活用により、ほ場はもとより農道、水路等の維持管理を図り、優良農地の確保と集落営農体制の活性化を図る。

⑤農業生産組織

本市における農業生産組織は、農協の生産部会で構成され、様々な技術の研修等をはじめとした幅広い活動が行われており、資質の向上を図っている。

今後は、品質の向上対策の検討を進めるとともに、女性営農者の育成や、営農指導、新規就農者支援等を積極的に展開し、それら組織のより一層の強化を図り産地及び集落作りに努める。

⑥地力の維持・増進

品質が良く、栄養価の高い農産物を生産するためには、良好な土壌環境の構築が必要な状況となっていることから、自然生態系の保全や人体への影響を十分に考慮し、本来農業が持っている環境保全機能を十分に活かすとともに、有機物資源の有効活用を図るため、耕種農家と畜産農家の補完関係の強化に一層の推進を図り、堆肥の有効活用の推進に努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営基盤の強化のためには、規模拡大と農地の面的集積が必要である。

本市としては農業委員、農地利用最適化推進委員等の活動により、農用地の出し手を掘り起こし、農地中間管理事業等を活用して農用地の集積・集約を進め、担い手の経営の効率化を図る。

さらに、農用地の一元化かつ効率的な利用を行う集落営農組織を育成・支援するとともに関係機関と連携し法人化を促し、持続的農業の維持・発展に繋げる。

(1) 基本方針

近年の少子高齢化や社会経済のグローバル化などの社会情勢の変化に伴い、地域の農業・農村は大きく変化しつつあり、今後も農業を取り巻く環境は厳しい状況が続くことが予想される。このような中、地域農業の振興を図るためには現状を的確に把握したうえで地域の特性を考慮し、再編に努めることが必要である。

そのため、本市における小規模・多品目による農業経営を見直し、今後の本市農業を支えていくべき中核農家の育成と重点品目の規模拡大を図り、これら中核農家を中心とした営農集団を育成していくことが重要である。

このことを実現するためには、意欲ある中核農家を中心に兼業農家まで幅広く含めた集落営農組織を各地区に育成し、その話し合い活動を基軸に農地流動化を進め、規模拡大農家に面的集約を図るとともに、長期契約への誘導を図り、経営基盤の強固な中核的農家の育成、確保に努める。

また、後継者の育成、確保についても積極的に対応するものとする。

(2) 重点的に推進しようとする方策

[農地利用促進事業]

①事業を推進するための基本的な考え方

農業委員、農地利用最適化推進委員等の活動により農用地の出し手や遊休農地等を掘り起こし、農地中間管理事業等を活用して農用地の集積・集約を推進する。

②調査及び広報活動

農地流動化の主旨、内容等の周知啓蒙を図るため、市、農業委員会、農協など関係機関が連携をはかり、市、農協の広報誌等への掲載、チラシ配布など、広報活動を定期的に行うものとする。

③農地等の権利移転に関する斡旋の範囲等

農業振興地域内の農用地等を対象とし、権利移動に関する斡旋の対象者は将来にわたって農業を継続し、経営規模拡大を指向するなど、農業に対する強い意欲と優れた技術、経営能力を有する認定農業者とする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の重点振興作物は水稻、施設野菜（メロン、アスパラガス）、露地野菜（ブロッコリー、スナップエンドウ）、果樹（ぶどう、みかん）、葉たばこ、茶、花き・花木、肉用牛である。

農業近代化施設の整備については、重点振興作物に係る施設の整備状況及び今後の作目ごとの生産の見通しと、農業生産技術の進展、施設の効率性を十分に検討し、地域の実情を踏まえ計画的に整備を行い、効率的な生産団地を育成するものとする。

（1）重点作物

①水稻

水稻の生産は、担い手の高齢化、兼業化、零細な経営規模、需要に応じた品質、生産量の確保等に課題がある。

今後は、需要等に応じた米の計画的生産、消費者ニーズに応じた品質、生産性の向上並びに産地の定着化を図る。また、集落営農組織や機械利用組合による農作業の受委託を支援し、省力化と併せて生産コストの低減を図る。

②施設野菜〔メロン、アスパラガス〕

施設野菜については、栽培技術の確立による品質向上や単位収量の増大による安定を図り、併せて新技術導入による高品質化、省力化を推進する。

今後は、国、県の補助事業等の活用や周辺地域とも連携を図り、産地拡大を推進するとともに、基盤整備済み水田への導入促進を図る。

また、生産組織の育成強化と生産技術の平準化による収量の安定と品質向上を図る。

③露地野菜〔スナップエンドウ、ブロッコリー〕

スナップエンドウ・ブロッコリーは、軽量作物で高齢者や女性にも取り組みやすく、価格も比較的安定していることから、作型の分散による生産・販売を推進し農家所得の安定を図る。このほか、労力軽減の対策として機械の導入や労力支援の活用を図る。

④果樹〔ぶどう、みかん〕

本市で栽培されている主要な果樹は「ぶどう」、「みかん」であるが、産地確立のために優良品種の面積拡大及び高品質果実の安定生産を推進し、併せて樹体管理及び肥培管理の徹底により品質の向上を図る。

また、園地、園内道、機械等の有効活用により、省力化と併せて生産性の向上を図る。

⑤葉たばこ

たばこ事業法等による諸制度も設けられていることから「比較的安定した収入が計算できる作物」であり、今後とも経営規模の維持を図る。

また、地力の低下と連作障害に起因する病気が発生しており、今後は適正な土壌消毒を実施できるよう畑から田への転換推進を図る。

⑥茶

茶は、乗用機械や防霜ファンの整備により栽培管理の近代化が進み、茶工場を所有する農家を中心に経営規模の拡大を目指している。

今後は、導入機械の有効活用による規模拡大と生産量の増大、品質向上を推進する。

⑦花き・花木

今後も生産組織の育成と併せて面積の拡大を図る。

また、新品種の導入及び施設化等、産地づくりのための施策を推進する。

⑧肉用牛

本市の基幹的作目であり、気象災害にも強く、自由化にも対応できる作目であるうえ、耕種部門とともに必要不可欠な補完作目である。

このため、繁殖経営が中心の生産体制をさらに強化するため、優良種雄牛等を活用した雌牛群の整備と良質な子牛の生産地としての地位を確立するとともに、生産農家の所得向上や銘柄の確立、消費拡大などにより収益性の高い生産体制の構築を目指す。

また、生産コスト削減及び荒地対策等として、多く点在する未利用野草地や休耕田などへの放牧を推進する。また、排泄物処理の問題については、適正な管理のもと有機性資源として有効活用し、耕種農家との連携により資源循環型農業を確立するため、環境に配慮した取り組みや施設整備を支援する。

(2) 地区別

①星鹿地域

本地域は、市の北部に位置し、畑作地帯で主に「メロン」、「ぶどう」等が栽培されているほか、肉用牛の飼育頭数も多い。また、他の地域に比べ認定農業者が占める割合も高い地域となっている。

今後は、施設園芸作物を基幹とした意欲ある専業農家が多いことから、連作障害を回避するための土作り、作型に併せた優良品種導入、高品質生産技術等の新技術の導入、省力・機械化作業体系の確立を推進する。

②御厨地域

本地域は市の西部に位置し、水田ほ場整備約300haと土地基盤の構築も進み、「水稻」、「アスパラガス」、「葉たばこ」、「花き・花木」等が栽培されており、畜産との複合経営農家も多い。

今後は整備された水田への露地野菜の作付け、アスパラガスハウスの施設整備を推進していくほか、畜産においても飼養環境保全、優良系統牛の導入及び保留の推進を図る。

③志佐地域

本地域は市の中心部に位置し、ほとんどの農家が兼業で水稻一作農家が多く高齢化率も他の地区に比べて比較的高い傾向にある。

今後は、集落営農組織や機械利用組合の新設による受委託作業、担い手農家等への農地の集積に加え、担い手育成支援の強化を図る。

④上志佐地域

本地域は市の南部に位置し、300～400m級の山々から小さな起伏の緩傾斜まで連なる中山間地域で、水稻と肉用牛の複合経営が多く、山間部では「茶」、「みかん」も栽培されている。

今後は、畜産における飼養環境保全、優良系統牛の導入及び保留の推進を図るとともに、担い手農家等への農地集積の推進、後継者育成、確保に努める。

⑤調川地域

本地域は市の中心部に位置し、大半の農家が第2種兼業農家で、水稻一作農家が多い。

今後は、集落営農組織や機械利用組合の新設による受委託作業、担い手農家等への農地の集積を推進するとともに、後継者育成、確保に努める。

⑥今福地域

本地域は市の東部に位置し、農地は沿岸部から山麓にかけて小さな起伏の傾斜地をなし、鉱害復旧事業によりほ場整備された農地も多い。

水稻一作農家が多いが、山間部では「みかん」、「茶」が栽培されているほか、肉用牛も飼育されている。

今後は、整備された水田の裏作を含めた有効活用、担い手農家等への農地の集積等を推進していく。

⑦福島地域

本地域は早期水稻、肉用牛、野菜等を組み合わせた複合経営であるが、一戸あたりの経営耕地面積は狭く、中山間地域で棚田や段々畑が多いことから、市場性に乏しく産地作りの大きな障害となっている。

今後は各種施設整備により農業の担い手としての環境整備や育成を図るとともに、農地の流動化対策を推進し、意欲ある農家への利用集積、農作業受委託の促進を実施し、安定した生産基盤の確立に努める。

⑧鷹島地域

本地域は葉たばこ、肉用牛、水稻を基幹作物としており、補完作物として露地野菜等を取り入れた複合経営で形成されている。また、認定農業者の占める割合が最も高い地域となっている。

今後は認定農業者を中心として農地流動化を図るとともに、担い手農家等への農地集積を推進、農業近代化施設等の整備を推進し、経営規模拡大、低コスト生産対策に取り組む。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

近年、新規就農者の減少及び農業従事者の高齢化等が著しく、農村地域等の活力の低下が進んでいる。

このような状況のもと、農業の持続的な発展及び農用地の多面的機能の維持を図るためには、認定農業者をはじめとする担い手の育成・確保が重要である。今後も関係機関が一体となって就農から定着まで支援を行い、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導することが必要である。

このため、新規就農者及びU I ターン農業者の獲得に繋げる活動として、就農相談会の実施や女性農業者の集いへ参加するなど関係機関と連携を図りながら積極的に取り組みを行う。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

現在、認定農業者協議会、各生産部会等が実施している各種研修会、先進地視察などの活動に対し助成を行い、担い手の支援・育成を行っている。

また、長崎県などと連携し、講習会を団体ごとに開催し、技術、知識等の習得を図っている。このほか、将来の担い手確保対策として、県が実施する研修等への参加など後継者の技術、知識の向上を図っている。

今後は多様な就農ルートに対応した就農を促進するため、県、市、農協の連携強化を図り、地域計画を活用し、担い手、後継者等への支援・育成のための活動を強化していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

2020農林業センサスによると本地域における総農家戸数は令和2年度現在1,182戸であり、うち専業農家や兼業農家などの販売農家数は876戸、自給的農家306戸となっている。

兼業農家の他産業への従事状況は、恒常的勤務442名、自営兼業108名、日雇・臨時雇92名、出稼ぎ30名、合計672名となっている。

認定農業者を中心に経営改善を指導するなど、農家が安心して農業経営ができる環境を構築するため、農地の生産性の維持、優良農地の確保、耕作放棄の解消などに重点的に取り組む。

また、農業以外においても観光産業の振興発展による就業拡大、地場産業の育成、企業誘致等により市民と一体となった雇用の確保対策に努めていく。

区 分	従 業 地								
	市町村内			市町村外			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	84	172	256	77	109	186	161	281	442
自営兼業	30	67	97	7	4	11	37	71	108
出稼ぎ	5	17	22	4	4	8	9	21	30
日雇・臨時雇	7	67	74	2	16	18	9	83	92
総 計	126	323	449	90	133	223	216	456	672

注：令和5年度アンケート調査による。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

認定農業者への経営改善指導、新規就農者への育成支援等関係機関との連携を行い安定的な就業への支援を図る。

市の農業における専業農家及び兼業農家の増加は、将来の農業従事者の確保に繋がると考えられるため、担い手への農用地の集積・集約による経営の効率化を推進し、経営の安定化を図る。

また、兼業農家の農外就業が安定することにより、特に若年層の農村地域から都市地域への流出が減少し、将来的には地域の中心的な農業者として活躍できるよう支援体制の構築を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

生活環境施設整備の状況は、生活排水施設等について年々、整備が進んでいる。

一方で、農村における兼業化・混在化の進行や住民の職業やライフスタイルも多様化している。また、都市化が進む農村の生活の実質は都市部に近似しつつあるものの、生活環境面で一部立ち遅れも見受けられる。

このため、農村の集落機能を改善・向上させるため、地域住民間に連帯感を醸成し良好な生活環境の向上に資する施設整備に取り組む必要がある。

これらのことを踏まえ、今後は農業を基盤とした豊かでゆとりある地域社会の形成に努めることとし、農村の持つ多面的機能と地域の特性、自然環境に留意しつつ関連計画等と連携を図りながら生活環境施設の整備を推進し、従事者の福祉の向上、健康増進、文化的活動を支援する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

別 添

- | | | |
|---|-------------------|---------|
| 1 | 土地利用計画図 | (その1～7) |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図 | 該当なし |
| 3 | 農用地等保全整備計画図 | 該当なし |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図 | 該当なし |
| 5 | 農業就業者育成・確保施設整備計画図 | 該当なし |
| 6 | 生活環境施設整備計画図 | 該当なし |

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区・区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-11、B-10、B-11、C-8、 C-9、C-10、C-11、D-8、 D-9	星鹿町	別紙土地利用計画図（その１）で示す 黄色（農地）及び緑色（農業用施設用 地）で囲んだ区域を除いた区域	
A-11、A-12、A-13、A-14、 B-11、B-12、B-13、B-14、 B-15、C-11、C-12、C-13、 C-14、C-15、D-12、D-13、 D-14、D-15、E-12、E-13、 E-14、E-15	御厨町	別紙土地利用計画図（その２）で示す 黄色（農地）及び緑色（農業用施設用 地）で囲んだ区域を除いた区域	
E-13、E-14、E-15、E-16、 F-13、F-14、F-15、F-16、 G-13、G-14、G-15、G-16、 H-13、H-14、H-15、H-16、 I-13、I-14、I-15、I-16	志佐町	別紙土地利用計画図（その３）で示す 黄色（農地）及び緑色（農業用施設用 地）で囲んだ区域を除いた区域	
E-16、E-17、F-16、F-17、 F-18、F-19、G-16、G-17、 G-18、G-19、H-16、H-17、 H-18、H-19、I-16、I-17、 I-18、I-19、I-20	志佐町（上志佐）	別紙土地利用計画図（その４）で示す 黄色（農地）及び緑色（農業用施設用 地）で囲んだ区域を除いた区域	
F-13、F-14、F-15、G-11、 G-12、G-13、G-14、G-15、 H-11、H-12、H-13、H-14、 H-15、I-11、I-12、I-13、 I-14、I-15、J-11、J-12、 J-13、J-14	調川町・今福町	別紙土地利用計画図（その５）で示す 黄色（農地）及び緑色（農業用施設用 地）で囲んだ区域を除いた区域	

K-7、K-8、K-9、K-10、 K-11、K-12、L-7、L-8、 L-9、L-10、L-11、L-12、 M-7、M-8、M-9、M-10、 M-11、N-9、N-10、N-11	福島町	別紙土地利用計画図（その7）で示す 黄色（農地）及び緑色（農業用施設用 地）で囲んだ区域を除いた区域	
F-2、F-3、F-6、F-7、 G-3、G-4、G-5、G-6、 G-7、H-2、H-3、H-4、 H-5、H-6、H-7、I-2、 I-3、I-4、I-5、J-5、 J-6	鷹島町	別紙土地利用計画図（その6）で示す 黄色（農地）及び緑色（農業用施設用 地）で囲んだ区域を除いた区域	

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

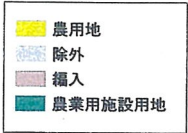
(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途とは、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用途区分
A-11、B-10、B-11、C-8、 C-9、C-10、C-11、D-8、 D-9	農地：別紙土地利用計画図（その1）で示す黄色で囲んだ区域 農業用施設用地：別紙土地利用計画図（その1）で示す緑色で囲んだ区域
A-11、A-12、A-13、A-14、 B-11、B-12、B-13、B-14、 B-15、C-11、C-12、C-13、 C-14、C-15、D-12、D-13、 D-14、D-15、E-12、E-13、 E-14、E-15	農地：別紙土地利用計画図（その2）で示す黄色で囲んだ区域 農業用施設用地：別紙土地利用計画図（その2）で示す緑色で囲んだ区域
E-13、E-14、E-15、E-16、 F-13、F-14、F-15、F-16、 G-13、G-14、G-15、G-16、 H-13、H-14、H-15、H-16、 I-13、I-14、I-15、I-16	農地：別紙土地利用計画図（その3）で示す黄色で囲んだ区域 農業用施設用地：別紙土地利用計画図（その3）で示す緑色で囲んだ区域

E-16、E-17、F-16、F-17、 F-18、F-19、G-16、G-17、 G-18、G-19、H-16、H-17、 H-18、H-19、I-16、I-17、 I-18、I-19、I-20	農地：別紙土地利用計画図（その４）で示す黄色で囲んだ区域 農業用施設用地：別紙土地利用計画図（その４）で示す緑色で囲んだ区域
F-13、F-14、F-15、G-11、 G-12、G-13、G-14、G-15、 H-11、H-12、H-13、H-14、 H-15、I-11、I-12、I-13、 I-14、I-15、J-11、J-12、 J-13、J-14	農地：別紙土地利用計画図（その５）で示す黄色で囲んだ区域 農業用施設用地：別紙土地利用計画図（その５）で示す緑色で囲んだ区域
K-7、K-8、K-9、K-10、K-11、 K-12、L-7、L-8、L-9、L-10、 L-11、L-12、M-7、M-8、 M-9、M-10、M-11、N-9、 N-10、N-11	農地：別紙土地利用計画図（その６）で示す黄色で囲んだ区域 農業用施設用地：別紙土地利用計画図（その６）で示す緑色で囲んだ区域
F-2、F-3、F-6、F-7、G-3、 G-4、G-5、G-6、G-7、H-2、 H-3、H-4、H-5、H-6、H-7、 I-2、I-3、I-4、I-5、J-5、 J-6	農地：別紙土地利用計画図（その７）で示す黄色で囲んだ区域 農業用施設用地：別紙土地利用計画図（その７）で示す緑色で囲んだ区域

土地利用計画図（その１）



1/15000



C-8

D-8 星鹿町

C-9

D-9

B-10

C-10

A-11

B-11

C-11

D-11

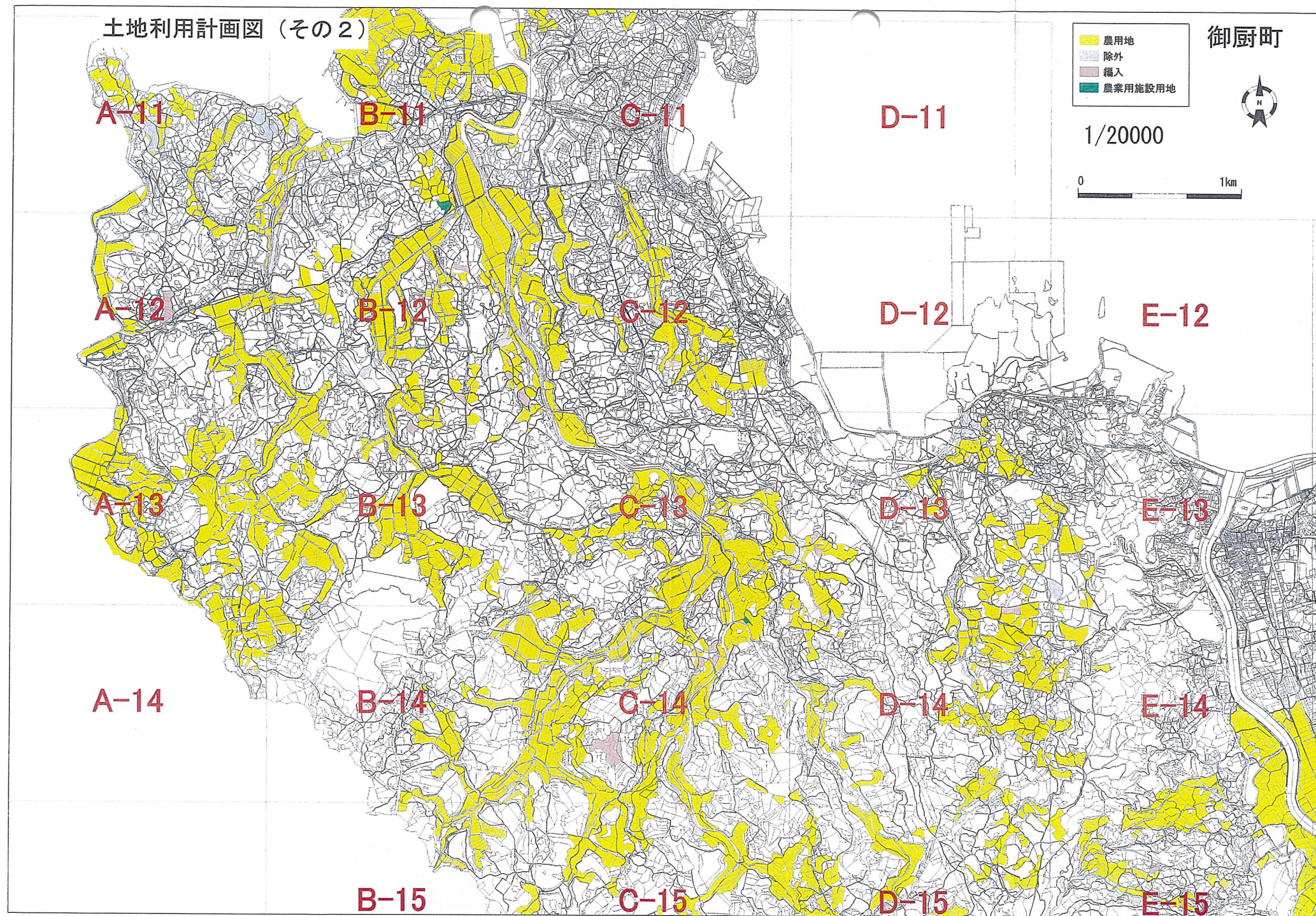
土地利用計画図（その2）



御厨町

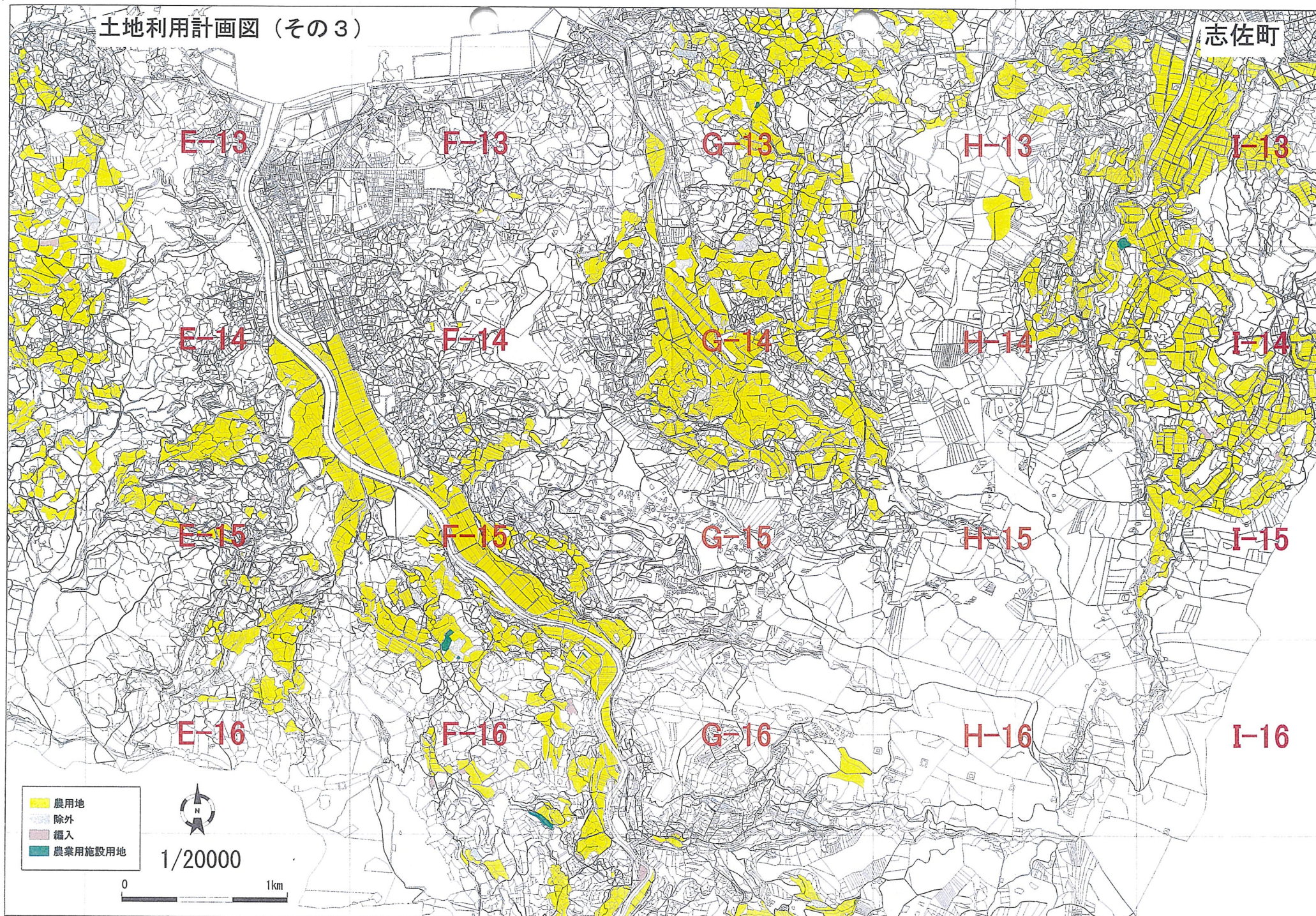


1/20000



土地利用計画図（その3）

志佐町



土地利用計画図（その4）

志佐町（上志佐）

E-16

F-16

G-16

H-16

I-16

E-17

F-17

G-17

H-17

I-17

F-18

G-18

H-18

I-18

F-19

G-19

H-19

I-19

I-20

- 農用地
- 除外
- 編入
- 農業用施設用地

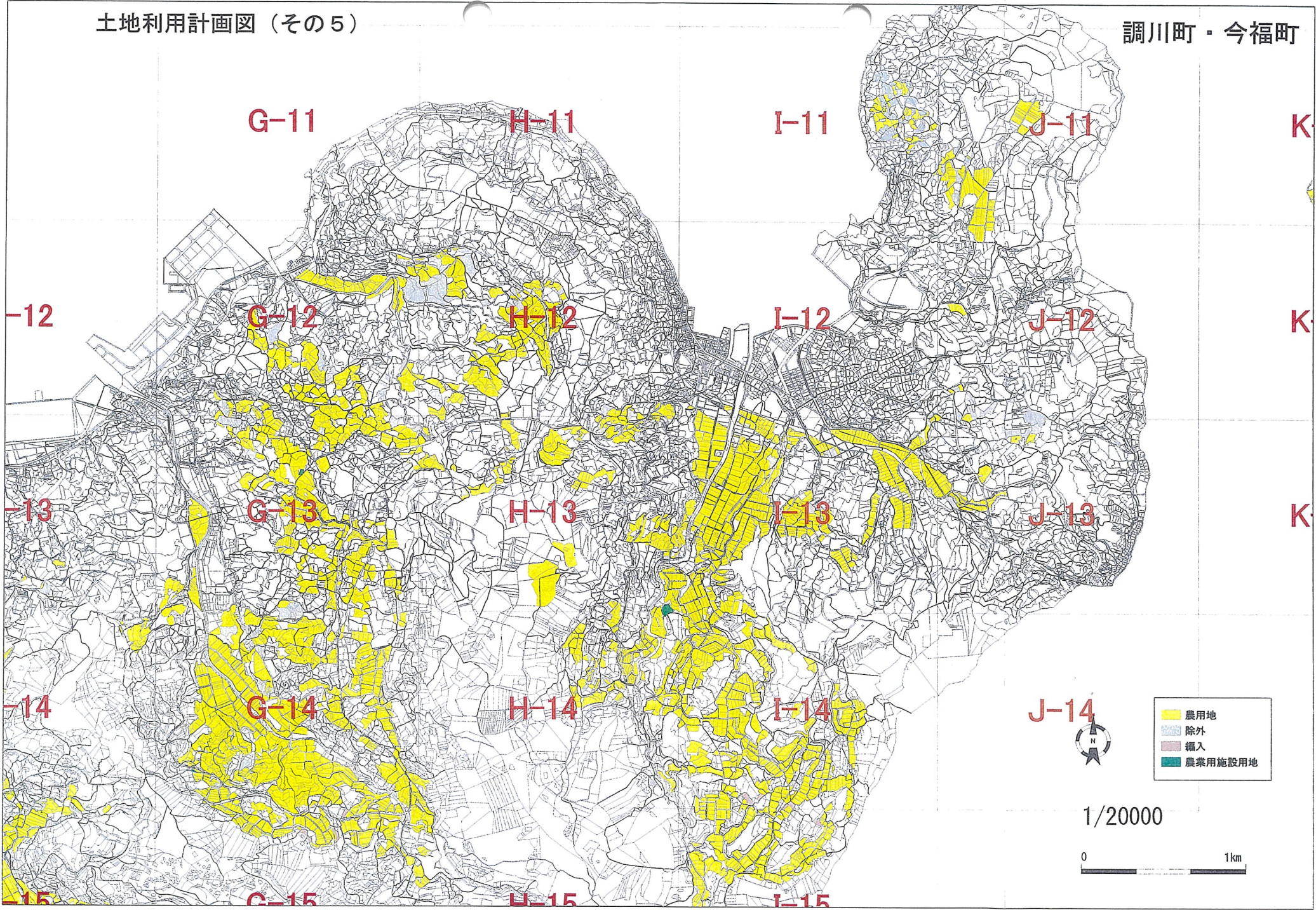


1/20000

0 1km

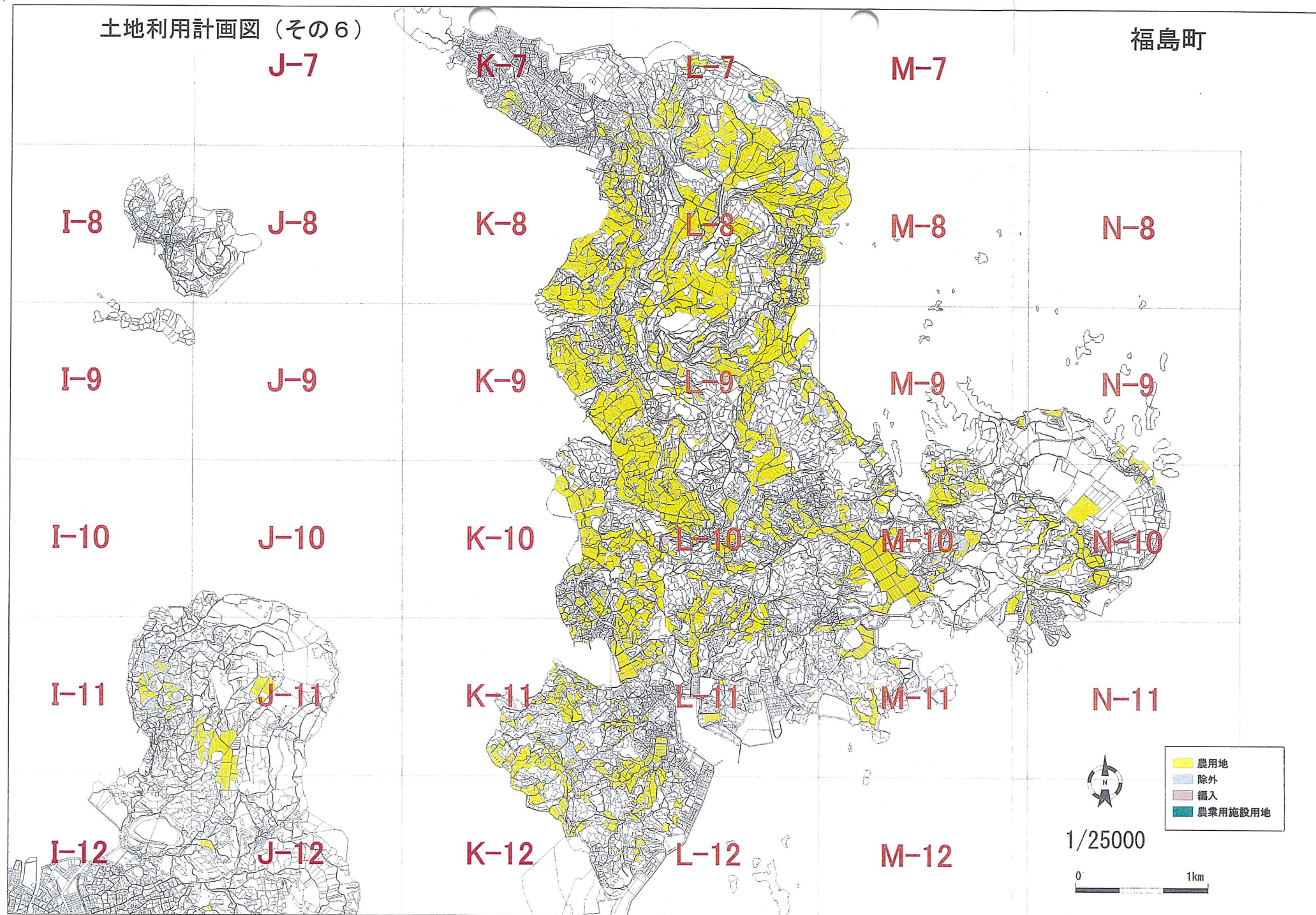
土地利用計画図（その5）

調川町・今福町



土地利用計画図（その6）

福島町



土地利用計画図（その7）

鷹島町

